## 座間市教育委員会1月定例会会議録

1 開会日時 令和4年1月12日(水) 午前9時30分

2 場 所 座間市役所 5 階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘

教育長職務代理者 小井田 由美子 委員 馬場 悠男

委員 鈴木 義範 委員 北村 美奈子

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 髙木 力

学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真

教育指導課長 宮﨑 広孝 教育研究所長 土山 幸一

生涯学習課文化係長 新井 昭 図書館長 飯田 京子

5 書 記 佐藤 雄一 中坪 祐貴

## 6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	1	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認

No.	協議番号	協議事項名	説明者	結果
1	1	座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正に	教育部長	終了
		ついて		

No.	報告番号	報告事項名	報告者	結果
1	1	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	

## (追加提出議案)

No.	議案番号	議案事項名		提案説明者	結果
1	2	座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に	に関	教育部長	承認
		する規則の一部を改正する規則			
2	3	座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則	則の	教育部長	承認
		一部を改正する規則			

3	4	座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規 程	教育部長	承認
4	5	座間市職員の給与に関する条例の一部改正について	教育部長	承認

木島教育長 それでは、ただいまより1月定例教育委員会を開会いたします。

なお、本日は、吉野生涯学習課長から欠席の連絡を受けております。生涯学習課からは、新井文化係長に出席していただいております。よろしくお願いいたします。 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は1月12日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に馬場委員と鈴木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

## <教育長報告>

木島教育長 12月8日(水)定例教育委員会、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員出席です。

12月9日(木)県立学校長会議普通科部会冬季研修会、これはオンラインで行われました。教育長出席です。

12月13日(月) 叙勲伝達式、これは尾山眞幸先生の叙勲の伝達でした。教育長出席です。

12月15日(水)市議会第4回定例会本会議、教育長出席です。

12月15日(水)学校訪問C(東中学校)、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、 鈴木委員、北村委員出席です。

12月17日(金)在日米陸軍軍楽隊クリスマスコンサート、教育長出席です。

12月21日(火)市議会第4回定例会閉会、教育長出席です。

12月22日(水)コミュニティ・スクール推進協議会、教育長出席です。

12月22日(水)市基地返還促進等市民連絡協議会役員会、教育長出席です。

12月23日(木)市民芸術祭園児絵画展、教育長見学です。

12月23日(木)第5回第五次座間市総合計画策定本部会議、教育長出席です。

12月27日(月)表敬訪問(新地真美夏さん、相模中学校2年生、全国中学校ゴルフ選手権大会出場等)、教育長出席です。

1月6日(木)音のびっくり箱、教育長見学です。

1月6日(木)アーン小学校・栗原小学校ビデオ交換交流会がありました。当日は、アーン小学校のムニョス校長先生ほか2名の方が栗原小学校にお目見えになりました。アーン小学校と栗原小学校、それぞれの活動記録を収めたビデオを交換し、これからも良好な関係を築いていきましょう、というお話をいたしました。

1月7日(金)市長年頭記者会見、教育長出席です。

1月9日(日)市消防出初式、教育長出席です。

1月10日(月)市成人式、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員出席です。

以上です。ただいまの経過報告について、御意見、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。 2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第1号及び報告第1号については、人 事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、議案第1号及び報告第1号は非公開といたします。

また、審議の順番については、協議第1号、議案第1号、報告第1号の順に行うことといたします。

それでは、協議第1号「座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正について」、 説明をお願いいたします。

(安藤部長 举手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、協議第1号「座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正について」 を御説明します。

資料6ページをお開きください。本件は、現在、教育指導課内の一つの係の扱いである教育研究所を教育部内の一つの課の扱いに変更いたしたく御協議をお願いするものです。具体的な内容は資料7ページに記載してございますので、併せて御覧ください。

教育研究所は、設置当初は課の扱いでしたが、平成17年の機構改革で、当時の指

導室との連携を深めることを目的に両課を統合、教育指導課とし、指導係同様、課内の一つの係の扱いに変更されました。時を同じくし、教育委員会事務局内にあった教育総務部と生涯学習部の二つの部を教育部に統合しています。

これらは、効率的な行政運営、事務事業の一元化を推進する当時の政策判断によるものでしたが、ICT教育の推進、教育相談の更なる充実の必要性の高まり等、現在の教育研究所が所掌する業務は、平成17年当時と比べ、格段にその重要性を増してきています。また、その設置根拠が「座間市教育研究所条例」に規定されていることに加え、多くの近隣市が教育研究所を一つの課として位置づけているため、令和5年4月に予定されている本市全体の機構改革を待つことなく、出来る限り早期に教育研究所を課の扱いに改めるべきとの結論に至りました。

また、教育研究所を課の扱いに改めることで、迅速な意思決定や予算執行が可能となり、本市の今後の教育行政の推進に大いに有効だと考えます。

教育委員会事務局の組織改正は、教育委員会で協議、決定すべき事項ですので、本日の定例教育委員会の協議案件として提出させていただきました。御協議いただき、教育研究所の課への昇格について方針がまとまりましたら、関係する規則、規程及び条例の一部改正等必要な手続を庁内関係各課で直ちに進めさせていただき、令和4年4月1日付けで教育研究所を教育部内の一つの課に戻させていただきます。

なお、今回の体制整備に伴い、令和4年度は、任期付指導主事を1名増員する予定です。

私からの説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

(鈴木委員 举手)

木島教育長 鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 教育史編さん事業はどのような位置づけになりますか。

(土山所長 挙手)

木島教育長 土山教育研究所長、お願いいたします。

土山所長教育中編さん事業は、現行どおり教育研究所が所管します。

鈴木委員 わかりました、ありがとうございます。

木島教育長 他にはいかがでしょうか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

他に御質問や御意見等もないようですので、座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正については、原案のとおり進めるということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 ありがとうございます。では、事務局は原案のとおり進めてください。 それでは、協議第1号については以上でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、協議第1号は終了いたします。

本日、公開の案件は以上です。

会議の冒頭で決定しましたとおり、議案第1号及び報告第1号は非公開といたします。

(議案第1号「座間市教育委員会職員の人事について」及び報告第1号「県費負担 教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 ここで一時休憩といたします。

(休憩)

木島教育長 それでは、再開いたします。

休憩前に、協議第1号として教育研究所の課への昇格について御協議いただき、方針がまとまりましたので、これを受け、条例や規則について所要の改正を行うため、議案の追加提出がございます。詳細については、休憩中に教育部長から御説明をいただきましたので、その内容を踏まえ、追加提出議案について御審議いただきたいと思います。なお、追加提出議案である議案第2号から第5号までは、一括議題といたします。

それでは、提案説明をお願いいたします。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、追加提出議案書の2ページを御覧ください。議案第2号「座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則」、座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。提案理由ですが、座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正並びに字句の整備のため提案するものです。なお、議案第4号までは同一の提案理由でございますので、省略させていただきます。

改正内容については、資料3ページを御覧ください。第11条第1項の表中「予算編成」を「予算調整」に改める。第12条中「教育指導課」を「教育部」に改め、同条第8号中「適応指導教室」を「教育支援教室」に改め、同条中第10号を第12号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。(11) 所内の予算調整及び執行管理に関すること。第12条第8号の次に次の1号を加える。(9) 情報教育に関すること。附則、この規則は、令和4年4月1日から施行する。4ページは、新旧対照表でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。議案第3号「座間市教育委員会職員の職の 設置等に関する規則の一部を改正する規則」、座間市教育委員会職員の職の設置等に 関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

改正内容は、6ページを御覧ください。第4条第1項中「「研究所」」を「「教育研究所」」に改め、同条第2項中「図書館長」の次に「又は教育研究所長」を加え、「図書館の事務」を「図書館又は教育研究所の事務」に改め、同条第3項中「、研究所長は研究所の」を削る。第7条の表中「、室長」を削る。附則、この規則は、令和4年4月1日から施行する。7ページは、新旧対照表でございます。

続きまして、8ページを御覧ください。議案第4号「座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」、座間市教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正する。

改正内容は、9ページを御覧ください。第2条第7号中「及び」を「並びに規則」 に改め、「図書館長」の次に「及び教育研究所長」を加え、同条第8号中「、教育研究 所長、相談室長」を削る。別表第2教育研究の項を削り、同表に9ページにあります 表を加えます。附則、この訓令は、令和4年4月1日から施行する。10ページから 13ページは、新旧対照表でございます。 続きまして、14ページを御覧ください。議案第5号「座間市職員の給与に関する条例の一部改正について」、座間市職員の給与に関する条例の一部改正を申し出ることについて議決を求める。提案理由ですが、座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正に伴い、市長部局に対し別紙のとおり一部改正を申し出るため提案するものです。

改正内容は、15ページを御覧ください。別表第2中「図書館長」の次に「又は教育研究所長」を加える。附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。16ページは、新旧対照表でございます。

以上、議案第2号から第5号まで、教育研究所の課への昇格に伴う規則等の改正案 を提出させていただきました。よろしくお願いいたします。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第2号から第5号までは承認することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第2号から第5号までは承認いたします。 本日の案件は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和4年2月9日(水)午前9時30分から教育委員会室で開催します。

以上で1月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

(午前10時12分閉会)